第2章 水 防 組 織

第1節 県の水防組織

1 水防本部の設置時期

法第10条の規定により、松山地方気象台長から気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるとの通知、又は、松山地方気象台長と国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長、大洲河川国道事務所長の共同による洪水予報等の通知を受けて、洪水、津波又は高潮等に対する危険があると知事が認めたときは、県において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする(水防体制フロー P8参照)。

また、水防本部が設置されるまでの間で、水防に関し警戒及び活動を行う必要があると土木部長が認めたときは、準備配置をとり水防活動の体制を整えるものとする。

なお、準備配置をとるまでの間は、河川課においてその業務を処理する。

河川課長は、気象情報により判断し、各課(室)長に指示し各課(室)員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

2 水防本部の配置体制

(1) 準 備 配 置

松山地方気象台長より気象情報の通知を受けてから水防本部が設置されるまで、又は、水防本 部解散後引き続き水防に関し警戒及び活動を行う必要がある場合の体制をいう。

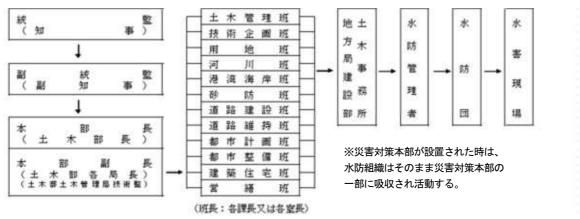
(2) 非 常 配 置

水防本部設置後の体制をいう。

3 水防本部の組織

(1) 水防本部の編成

水防本部の編成は次のとおりとし、水防業務の統括処理にあたり本部を県庁(土木部内)におく。



統監不在のときは副統監、本部長がそれぞれ代行する。

本部長、本部副長、各班長が不在のときは、下位のものがそれぞれ代行する。

(2) 各班の任務

水防本部各班長は気象情報に注意し、水防本部等の設置が予想されるときは、自発的に出動しなければならない。水防本部各班は、各関係課(室)員の内、水防事務に必要な人員をもって充て、有事の場合は本部長の指揮を受け、水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

土木	管 理	課	部内の連絡調整に関すること。各班相互の協力に関すること。
技 術	企 画	班	庁舎管理に関すること。
用	地	班	各班の応援に関すること。
河	Ш	班	河川施設の水防に関すること。 水位、雨量等観測資料の収集連絡に関すること。 被害状況の収集に関すること。 水防警報の受報発報に関すること。 水防活動の状況把握に関すること。 水防資器材調達供給に関すること。 防災通信回線に関すること。 他の班に属さないこと。
港湾	海岸	班	港湾、海岸施設の水防に関すること。 貯木、廃船に関すること。 潮位、風向き、風速、高波の資料収集連絡に関すること。 災害輸送用船舶の確保に関すること。
砂	防	班	砂防施設、地すべり地域における水防に関すること。
道 道 路	建設維持	· ·	道路、橋梁の水防に関すること。 水防時における通行路線の決定、交通状況の調査及び関係機関への連絡に 関すること。 応援資器材の運搬に関すること。
都 市 市 葉 営	計量に	班	都市計画並びに宅地造成に係る水防に関すること。 都市施設の水防に関すること。 応急仮設住宅の建設に関すること。

(3) 水防下部組織及び任務

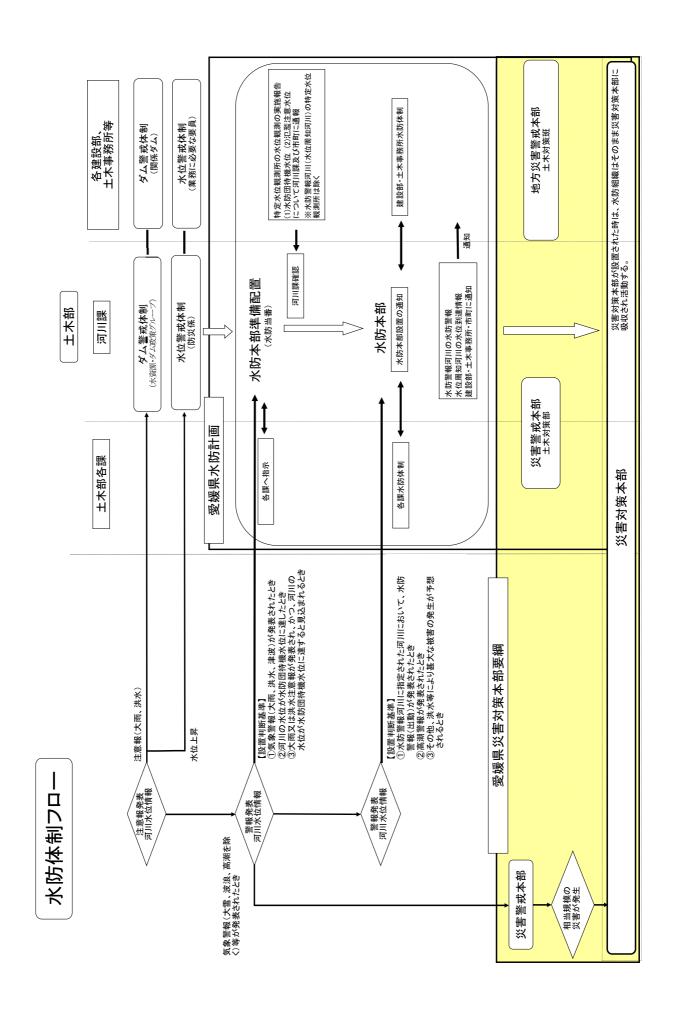
地方局建設部及び土木事務所においては、それぞれの地域の特性、規模及び実情に応じた水防体制を編成しておくこと。県に水防本部が設置された場合は、これに準じ県水防計画の定めるところにより管内の水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう指導するとともに、気象状況、水防活動等について水防本部に連絡すること。

4 災害対策本部との関係

災害対応については、愛媛県災害対策本部要綱に基づき、災害警戒本部と災害対策本部の2段階の体制をとることとなっており、災害警戒本部が設置されたときには、水防本部は災害警戒本部と連携し水防体制をとることとなるが、災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

5 水防本部解散の時期

気象状況により判断し、統監が解散を命じたとき。



第2節 水防管理団体

1 水防管理団体

法第2条に定める県内の水防管理団体は20団体(20市町)であり、すべて法第4条の規定に基づき知事が指定する指定水防管理団体である。

2 市町の水防組織

- (1) 市町の水防組織は、市町水防計画で定めなければならない。
- (2) 第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水 防活動に万全を期するよう努めなければならない。
 - ① 待 機 水防団の足留めを行う体制
 - ② 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
 - ③ 出 動 水防団が出動する体制
 - ④ 解 除 水防活動の終了

3 水 防 定 員

水防定員については、指定水防管理団体の水防団員定員基準条例(昭和25年9月8日条例第45号)で次のとおり定められている。

- (1) 指定水防管理団体の水防定員は、特に重要な河川・海岸は堤防の長さ 20m につき 1 人の基準とする。その他の河川・海岸は 50m につき 1 人の基準とする。
- (2) 非指定水防管理団体の水防定員は前項に準ずる。

4 重要水防箇所等の状況

指定水防管理団体の重要水防箇所等の状況は次表(次ページ)のとおりである。

参考

『重要水防箇所』 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現 状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の 効果があると予想されるもので、次の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連 の範囲を含めて重要水防筒所とする。

- (1) 人家が 100 戸以上ある場合
- (2) 耕地が 20ha 以上ある場合
- (3) 人家 50 戸以上かつ耕地が 10ha 以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

『特に危険な箇所』 <u>重要水防箇所内であって</u>既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防など の施設が老朽化しており、氾濫注意水位(警戒水位)までに決壊が予想される箇所。

指定水防管理団体

-1. Pt 555 TH EI H- A	重要水防管	箇所延長(m)	水防倉庫棟数		水防活動可能人員		
水防管理団体名		特に危険な箇 所延長(m)	兼用	専用	消防団員	その他	計
四国中央市	3,130	0	2	14	1,183	542	1,725
新居浜市	629	0	5	3	673	1,619	2,292
西条市	32,582	1,399	0	16	1,486	963	2,449
今治市	8,754	0	13	2	2,057	1,339	3,396
上島町	0	0	9	0	355	141	496
松山市	32,234	5,783	12	14	2,406	837	3,243
東温市	4,810	0	1	2	602	357	959
久万高原町	0	0	36	0	583	45	628
伊予市	750	200	2	2	785	360	1,145
松前町	8,162	2,964	1	0	305	165	470
砥部町	1,800	1,100	2	5	291	235	526
大洲市	53,732	6,518	6	11	1,296	121	1,417
内子町	80	0	1	2	733	20	753
八幡浜市	8,560	250	2	1	705	106	811
伊方町	0	0	3	0	489	85	574
西予市	15,615	0	5	2	1,624	112	1,736
宇和島市	15,575	50	0	6	1,968	240	2,208
鬼北町	300	0	0	1	389	128	517
松野町	100	0	1	0	153	60	213
愛南町	6,317	0	10	2	928	273	1,201
合 計	193,130	18,264	111	83	19,011	7,748	26,759